

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月14日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）
【会社名】	株式会社TOKYO BASE
【英訳名】	TOKYO BASE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 連結累計期間	第14期 第1四半期 連結累計期間	第13期
会計期間	自2020年3月1日 至2020年5月31日	自2021年3月1日 至2021年5月31日	自2020年3月1日 至2021年2月28日
売上高 (千円)	2,401,970	3,960,800	14,673,932
経常利益又は経常損失 () (千円)	47,822	261,332	209,687
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	144,163	161,720	112,490
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	147,050	164,311	103,759
純資産額 (千円)	5,730,080	3,757,567	3,218,923
総資産額 (千円)	10,559,040	8,225,352	7,556,924
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	3.04	3.79	2.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	3.64	-
自己資本比率 (%)	54.2	45.5	42.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第1四半期連結累計期間及び第13期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。

当社の属する衣料品小売業界においても、外出自粛に伴う来店客数の減少、営業時間の短縮、休業やインバウンド客数の大幅な減少に加え、収入不安による一層の節約志向の高まりから慎重な購買行動が続いており、非常に厳しい環境が継続しております。

このような状況のもとで、当社は、アフターコロナを見据えた今後の売上成長と利益確保に向けて、仕入と在庫コントロールの運用強化による仕入の適正化、店舗と物流拠点へのRFID導入による業務効率化、機能拡充のためのシステム投資及び優秀な人材の配置等による自社EC強化、積極出店継続と地域別MDの構築及びEC本格立ち上げ準備による中国事業の拡大、新アスレジャー業態及び新セレクト業態の立ち上げ準備、これらの施策を支えるべく、自己株式を活用した新株予約権及び銀行借入による資金調達等の取り組みを進めてまいりました。

経営成績の状況

(連結経営成績)

(単位：千円)

	2021年2月期 第1四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)	2022年1月期 第1四半期 連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年5月31日)	増減	増減率
売上高	2,401,970	3,960,800	1,558,830	64.9%
売上総利益	1,208,486	2,098,512	890,025	73.6%
販売費及び一般管理費	1,251,480	1,899,468	647,987	51.8%
営業利益又は営業損失()	42,993	199,043	242,037	-
経常利益又は経常損失()	47,822	261,332	309,154	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	185,761	229,814	415,576	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	144,163	161,720	305,884	-

(注) 2021年5月26日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、当連結会計年度より決算期を2月末日から1月末日に変更いたしました。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヶ月の変則決算となります。

(売上高)

新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間の短縮や臨時休業、外出自粛に伴う来店客数の減少、インバウンド客数の大幅な減少等の影響を引き続き受けたものの、前年より臨時休業期間及び対象地域が少なかったことにより、実店舗が大きく増収(前年同期比182.1%増)しました。一方でECは、前年実施したクーポン及びタイムセール等の在庫消化施策の反動により減収(前年同期比10.0%減)となりましたが、実店舗の増収でECの減収を補い、全社で増収となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,960,800千円(前年同期比64.9%増)となりました。

(売上総利益)

前年注力した在庫消化促進により在庫水準が適正化され、売上総利益率は53.0%（前年同期比2.7ポイント増）と改善しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上総利益は2,098,512千円（前年同期比73.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

前年より新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業期間及び対象地域が少なかったこと及び中国事業の拡大により、実店舗の人件費、地代家賃、業務委託費及び支払手数料等が増加しました。なお、同感染症拡大に伴う臨時休業期間中の人件費及び減価償却費は特別損失として計上しております。また、継続して実店舗家賃の減額交渉等を行い販売費及び一般管理費の抑制に努めた結果、売上高販管費比率は48.0%（前年同期比4.1ポイント減）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は1,899,468千円（前年同期比51.8%増）、営業利益は199,043千円（前年同期は営業損失42,993千円）となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は前第1四半期連結累計期間に比較して64,571千円増加し、67,726千円となりました。主な要因は為替差益の増加によるものです。

営業外費用は前第1四半期連結累計期間に比較して2,545千円減少し、5,437千円となりました。主な要因は為替差損の減少によるものです。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における経常利益は261,332千円（前年同期は経常損失47,822千円）となりました。

(特別損益、税金等調整前四半期純利益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

特別利益は、前第1四半期連結累計期間に比較して4,148千円減少し、6,461千円となりました。主な要因は新株予約権戻入益の減少によるものです。

特別損失は、前第1四半期連結累計期間に比較して110,570千円減少し、37,979千円となりました。主な要因は臨時休業等による損失の減少によるものです。

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は229,814千円（前年同期は税金等調整前四半期純損失185,761千円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は161,720千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失144,163千円）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比較して668,428千円増加し、8,225,352千円となりました。これは、主として売掛金が91,874千円、商品が366,808千円、有形固定資産が163,144千円、差入保証金が145,803千円増加した一方で、現金及び預金が138,151千円減少したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比較して129,784千円増加し、4,467,784千円となりました。これは、主として買掛金が118,066千円、1年以内返済予定の長期借入金が143,182千円増加した一方で、未払費用が52,564千円、賞与引当金が21,469千円、長期借入金が17,755千円減少したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比較して538,644千円増加し、3,757,567千円となりました。これは、主として資本金が27,536千円、資本剰余金が88,726千円、利益剰余金が161,720千円増加したこと及び自己株式が248,793千円減少（純資産は増加）したことによるものです。

(補足情報)

.業態別売上高

(単位：千円)

	2022年1月期 第1四半期 連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年5月31日)	前年同期比 (増減率)
STUDIOUS	1,919,978	71.8%
UNITED TOKYO	1,308,149	64.2%
PUBLIC TOKYO	612,117	92.5%
TOKYO DEPARTMENT STORE	109,953	35.2%
NEW MARKET TOKYO	10,601	-
全社合計	3,960,800	64.9%

業態別では、前年の大規模な臨時休業等の反動と新規出店及び増床の寄与により、実店舗を展開する全業態が前年実績を大きく上回りました。(TOKYO DEPARTMENT STOREはEC専業)
なお、販路別では実店舗が182.1%増、ECが10.0%減となりました。

.業態別売上高既存店前年同期比

	2022年1月期 第1四半期 連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年5月31日)
STUDIOUS	143.7%
UNITED TOKYO	133.2%
PUBLIC TOKYO	156.4%
TOKYO DEPARTMENT STORE	64.8%
NEW MARKET TOKYO	-
全社合計	135.7%

業態別では、前年の大規模な臨時休業等の反動により、実店舗を展開する全業態が前年実績を大きく上回りました。(TOKYO DEPARTMENT STOREはEC専業)
なお、販路別では実店舗が228.7%、ECが89.2%となりました。

. 出退店及び店舗数

業態	2021年2月期 連結会計 年度末	2021年1月期 第1四半期 連結累計期間				2022年1月期 第1四半期 連結会計 期間末
		出店	退店	増減	(改装)	
STUDIOUS	33	3	1	2	-	35
UNITED TOKYO	18	2	1	1	-	19
PUBLIC TOKYO	16	-	1	1	-	15
TOKYO DEPARTMENT STORE	1	-	-	-	-	1
NEW MARKET TOKYO	1	-	-	-	-	1
全社合計	69	5	3	2	-	71

2022年1月期第1四半期連結累計期間における店舗展開については以下のとおりです。

STUDIOUS業態

京都藤井大丸「STUDIOUS 京都店」の区画を分割し「STUDIOUS WOMENS 京都店」を出店

業態として中国本土5号店目となる「STUDIOUS TOKYO 武漢店」を武漢市へ出店

中国で初めてのEC展開となる「STUDIOUS 得物店」を出店

「STUDIOUS MENS 心斎橋店」を退店

UNITED TOKYO業態

業態として中国本土3号店目となる「UNITED TOKYO 上海IFC店」を上海市浦東地区へ出店

業態として初の路面店で国内最大規模となる旗艦店「UNITED TOKYO 神宮前店」を出店

「UNITED TOKYO 川崎店」を退店

PUBLIC TOKYO業態

「PUBLIC TOKYO 福岡店」を退店

この結果、2022年1月期第1四半期連結累計期間末における店舗数は、STUDIOUS業態が35店舗（内、ECが4店舗）、UNITED TOKYO業態が19店舗（内、ECが2店舗）、PUBLIC TOKYO業態が15店舗（内、ECが2店舗）、TOKYO DEPARTMENT STORE業態が1店舗（ECのみ）、NEW MARKET TOKYO業態が1店舗（ECのみ）の合計71店舗となりました。

なお、実店舗は全61店舗となり、国内57店舗、海外14店舗となりました。

（注）連結対象である東百国際貿易（上海）有限公司の第1四半期決算期末は3月であり、当社の第1四半期決算期末5月とは2ヶ月間異なりますが、それぞれの第1四半期決算期末に合わせて出退店及び店舗数を記載しております。なお、東百国際貿易（上海）有限公司の2021年4月から5月の出退店は出店2店舗であります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、主として業容の拡大に伴う定期及び期中採用により従業員数が増加し、317人となりました。

なお、従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年7月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,829,800	48,022,800	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	47,829,800	48,022,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、この四半期報告書提出日(2021年7月14日)の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第8回新株予約権（2021年5月7日発行）	
決議年月日	2021年4月21日
新株予約権の数（個）	25,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,500,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額1株当たり700（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年5月10日 至 2022年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額を加えた額を、（注）2（1）記載の株式数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権買取契約において定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	（注）3
新株予約権付社債の残高（千円）	12,250

新株予約権付社債の発行時（2021年5月7日）における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

（1）本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）が修正されても変化しない（ただし、（注）2に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（下記（4）に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、上記（2）に記載のとおり修正される。

(4) 行使価額の下限

600円（ただし、（注）3（3）による調整を受ける。）

(5) 交付株式数の上限

本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株（2021年2月28日現在の発行済株式総数47,662,800株に対する割合は5.25%）、交付株式数は100株で確定している（ただし、（注）2に記載のとおり、調整されることがある。）。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（上記（4）に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1,512,250,000円（ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、（注）4を参照）。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500,000株とする（交付株式数は、100株とする。）。ただし、下記（2）乃至（6）により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

(3) （注）3（3）の規定に従って行使価額（（注）3（1）に定義する。）が調整される場合（（注）3（3）に従って下限行使価額のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）3（3）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、（注）3（3）に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に（注）3（3）又はに従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 交付株式数の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(5) 交付株式数の調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る（注）3（3）、又はによる行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

(6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、（注）3（3）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。

行使価額は、当初700円とする。ただし、行使価額は下記（2）又（3）に従い、修正又は調整されることがある。

(2) 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、600円（ただし、下記（3）による調整を受ける。）とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記（2）に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

）下記（ ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

）当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

）下記（ ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものととして本（ ）を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。ただし、本（ ）に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

上記)乃至)の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

-) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
-) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、上記)の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。
-) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記)の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
-) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

上記)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

-) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、(注)4(2)に定める場合を除く。)
-) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
-) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記)の規定にかかわらず、上記)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記(2))に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

上記)乃至)により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
- 行使価額は、当初700円とする。ただし、行使価額は下記(2)又(3)に従い、修正又は調整されることがある。
5. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取り決めの内容
- 今回の資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使可能期間を2021年5月10日から2022年5月31日までとする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は(注)3(2)をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割り当て(以下「本資金調達」といいます。)、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。
- 当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)を締結しております。
- <本ファシリティ契約の内容>
- 本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間で、以下のとおり、(1)S M B C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限の努力をすること及び1日当たりに行行使することができる本新株予約権の個数を600個以内とすること、(2)当社の判断により、S M B C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(以下「停止指定」といい、当該条項を「行使停止指定条項」といいます。)、(3)当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。
- (1) S M B C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使並びに行行使の制限
- S M B C日興証券は、行使可能期間中、本ファシリティ契約に基づく制約の範囲内で、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、本ファシリティ契約の他の規定にかかわらず、S M B C日興証券が1日当たりに行行使することができる本新株予約権の個数は600個以内とします。
- (2) 当社による停止指定
- S M B C日興証券は、行使可能期間において、当社から本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)の指定があった場合、行使停止期間中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとします。なお、当社は、かかる停止指定を随時、何回でも行うことができ、具体的には以下のとおりです。
- 当社は、行使停止期間として、行使可能期間の間の任意の期間を指定停止することができます。
- 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、S M B C日興証券に停止指定を行います。なお、当社は、停止指定を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、S M B C日興証券に対して、当該時点で有効な停止指定を撤回する旨の通知を行うことにより、停止指定を撤回することができます。なお、当社は、停止指定の撤回を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- (3) 当社による本新株予約権の買取義務
- 当社は、2022年5月31日付で、S M B C日興証券が保有する残存する本新株予約権の全部を、それぞれ本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で買い取る義務を負います。
6. 当社の株券の売買に関する事項について割当予定先との間で締結する取り決めの内容
- 当社は、S M B C日興証券株式会社との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をしております。
7. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
- 本新株予約権の発行に伴い、当社取締役C F O中水英紀はS M B C日興証券株式会社との間で株券貸借取引契約を締結しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第1四半期会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	4,800
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	480,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	640.9
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	307
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	4,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	480,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	640.9
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	307

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日(注)1	167,000	47,829,800	27,536	437,410	27,536	421,410

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年6月1日からこの四半期報告書提出日の前日現在(2021年7月13日)の新株予約権の行使により、発行済株式総数が193,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ22,774千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,122,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,535,800	425,358	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,600	-	-
発行済株式総数	47,662,800	-	-
総株主の議決権	-	425,358	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	5,122,400	-	5,122,400	10.75
計	-	5,122,400	-	5,122,400	10.75

(注)当社は、2021年4月21日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月7日に発行した第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、自己株式480,000株の処分を行いました。この結果、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が4,642,418株となっております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,605,711	2,467,560
売掛金	797,394	889,268
商品	1,615,085	1,981,893
未収還付法人税等	104,579	104,579
その他	110,446	126,621
流動資産合計	5,233,217	5,569,923
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,183,306	1,290,291
工具、器具及び備品(純額)	36,691	46,770
建設仮勘定	23,449	69,529
有形固定資産合計	1,243,446	1,406,591
無形固定資産		
ソフトウェア	65,570	77,183
ソフトウェア仮勘定	1,350	550
無形固定資産合計	66,920	77,733
投資その他の資産		
繰延税金資産	94,672	95,826
差入保証金	909,376	1,055,179
その他	9,289	20,099
投資その他の資産合計	1,013,338	1,171,105
固定資産合計	2,323,706	2,655,429
資産合計	7,556,924	8,225,352
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,141,850	1,259,916
1年内返済予定の長期借入金	1,191,726	1,334,908
未払費用	548,059	495,495
未払法人税等	4,222	76,042
賞与引当金	37,344	15,874
ポイント引当金	108,421	113,371
その他	284,301	167,851
流動負債合計	3,315,925	3,463,460
固定負債		
長期借入金	1,012,848	995,093
資産除去債務	9,226	9,231
固定負債合計	1,022,074	1,004,324
負債合計	4,338,000	4,467,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	409,874	437,410
資本剰余金	393,874	482,600
利益剰余金	5,052,500	5,214,220
自己株式	2,655,040	2,406,247
株主資本合計	3,201,208	3,727,984
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	8,190	10,781
その他の包括利益累計額合計	8,190	10,781
新株予約権	9,525	18,802
純資産合計	3,218,923	3,757,567
負債純資産合計	7,556,924	8,225,352

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
売上高	2,401,970	3,960,800
売上原価	1,193,483	1,862,287
売上総利益	1,208,486	2,098,512
販売費及び一般管理費	1,251,480	1,899,468
営業利益又は営業損失()	42,993	199,043
営業外収益		
受取利息	11	77
助成金収入	2,565	1,739
為替差益	-	65,122
その他	579	787
営業外収益合計	3,155	67,726
営業外費用		
支払利息	721	733
支払手数料	-	4,704
為替差損	7,259	-
その他	2	-
営業外費用合計	7,983	5,437
経常利益又は経常損失()	47,822	261,332
特別利益		
雇用調整助成金	5,560	6,461
新株予約権戻入益	5,050	-
特別利益合計	10,610	6,461
特別損失		
臨時休業等による損失	1 148,549	1 37,979
特別損失合計	148,549	37,979
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	185,761	229,814
法人税等	41,597	68,093
四半期純利益又は四半期純損失()	144,163	161,720
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	144,163	161,720

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	144,163	161,720
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,886	2,590
その他の包括利益合計	2,886	2,590
四半期包括利益	147,050	164,311
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	147,050	164,311
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(決算期の変更)

2021年5月26日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、当連結会計年度より決算期を2月末日から1月末日に変更いたしました。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヶ月の変則決算となります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、引き続き一定の経済活動の制限や行動様式の変化がみこまれるため、実店舗売上に影響を受ける状況が続いております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、お客様の購買意欲は今後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは困難な状況であり、2022年1月期以降も同感染症の感染拡大の影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、再び大規模な店舗休業を行う必要が生じた場合には、将来において不測の損失が発生する可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年5月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	800,000	800,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 臨時休業等による損失

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令により実店舗を臨時休業致しました。この間に発生した人件費及び設備投資に関する減価償却費の合計額を「臨時休業等による損失」として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
減価償却費	25,676千円	61,937千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2016年7月14日開催の取締役会決議に基づき2016年8月31日に発行した第4回新株予約権(有償ストック・オプション)及び2020年3月13日開催の取締役会決議に基づき2020年3月31日に発行した第7回新株予約権(有償ストック・オプション)の行使により、新株167,000株を発行しました。

また、2021年4月21日開催の取締役会決議に基づき2021年5月7日に発行した第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、自己株式480,000株の処分を行いました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が27,536千円、資本剰余金が88,726千円増加し、自己株式が248,793千円減少しました。

よって当第1四半期連結会計期間末において資本金が437,410千円、資本剰余金が482,600千円、自己株式が2,406,247千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	3.04円	3.79円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株 主に帰属する四半期純損失()(千円)	144,163	161,720
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	144,163	161,720
普通株式の期中平均株式数(株)	47,494,382	42,678,382
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	3.64円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,786,907
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するもの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による自己株式の処分)

当社が2021年4月21日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月7日に発行した第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付)について、当第1四半期連結累計期間後、2021年6月1日から2021年7月13日までの間に以下のとおり行使され、自己株式の処分が行われております。

- (1) 行使された新株予約権の数 8,050個
- (2) 処分した自己株式数 805,000株
- (3) 行使価額の総額 522,889千円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月13日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宇 野 公 之 印
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2021年3月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社の2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。